

住宅の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準における
設計一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 29 年 2 月 15 日

第五章「換気設備」の一部を下記のように変更します。

修正前 Ver.03（住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15）	修正後 Ver.04（住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15）
<p>第五章 換気設備 (略)</p> <p>2. 引用規格</p> <p>建築基準法第 28 条の 2 第 3 号</p> <p>建築基準法施行令第 20 条の 7、同第 20 条の 8</p> <p><u>国土交通省告示（平成 15 年）第 273 号、同第 274 号</u></p> <p>JIS B 8330:2000 送風機の試験及び検査方法</p> <p>JIS B 8628:2003 全熱交換器</p> <p>JIS C 9603:2006 換気扇</p> <p>JEM 1386 特殊換気扇の風量及び騒音測定方法</p> <p>JRA 4056:2006 全熱交換器有効換気量試験方法</p> <p>BLT VU-4:2006 優良住宅部品性能試験方法書 換気ユニット（換気口部品）</p> <p>(略)</p> <p>6.2 換気回数</p> <p>換気回数 N は、建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第二号の表において住宅等の居室で「換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるもの」として、国土交通大臣が定めた構造を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室」を含む住宅については 0.7、同表における「その他の居室」のみから成る住宅については 0.5 とする。ただし、建築基準法施行令第 20 条の <u>6</u> 第 2 項及び国土交通省告示第 273 号</p>	<p>第五章 換気設備 (略)</p> <p>2. 引用規格</p> <p>建築基準法第 28 条の 2 第 3 号</p> <p>建築基準法施行令第 20 条の 7、同第 20 条の 8</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>JIS B 8330:2000 送風機の試験及び検査方法</p> <p>JIS B 8628:2003 全熱交換器</p> <p>JIS C 9603:2006 換気扇</p> <p>JEM 1386 特殊換気扇の風量及び騒音測定方法</p> <p>JRA 4056:2006 全熱交換器有効換気量試験方法</p> <p>BLT VU-4:2006 優良住宅部品性能試験方法書 換気ユニット（換気口部品）</p> <p>(略)</p> <p>6.2 換気回数</p> <p>換気回数 N は、建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第二号の表において住宅等の居室で「換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるもの」として、国土交通大臣が定めた構造を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室」を含む住宅については 0.7、同表における「その他の居室」のみから成る住宅については 0.5 とする。ただし、建築基準法施行令第 20 条の <u>8</u> 第 2 項に適合し、建築基準法施行令</p>

(平成 15 年 3 月 27 日) に適合し、建築基準法施行令第 20 条の 6 第 1 項に規定された機械換気設備の設置が不要となる居室を含む住宅においては 0 回/時とする。
(以下、略)

第 20 条の 8 第 1 項に規定された機械換気設備の設置が不要となる居室を含む住宅においては 0 回/時とする。
(以下、略)